

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

JIMOTO HOLDINGS

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下「持株自己資本比率告示又は告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

また、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

なお、平成26年3月期から改正後の自己資本比率規制が国内基準行に対し適用されているため、平成26年3月期は改正後の告示に定められた算式に基づき、自己資本比率を算出しております。

自己資本の構成に関する開示事項（連結）

（平成25年3月期）

（単位：百万円）

| | | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|---------|
| 基本的項目 (Tier 1) | 資本金 | | 17,000 |
| | | うち非累積的永久優先株 | — |
| | 新株式申込証拠金 | | — |
| | 資本剰余金 | | 67,138 |
| | 利益剰余金 | | 8,851 |
| | 自己株式(△) | | 0 |
| | 自己株式申込証拠金 | | — |
| | 社外流出予定額(△) | | 386 |
| | その他有価証券の評価差損(△) | | — |
| | 為替換算調整勘定 | | — |
| | 新株予約権 | | — |
| | 連結子法人等の少数株主持分 | | 1,168 |
| | | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | — |
| | 営業権相当額(△) | | — |
| | のれん相当額(△) | | 1,085 |
| | 企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△) | | — |
| | 証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△) | | — |
| | 繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額) | | 92,685 |
| | 繰延税金資産の控除金額(△) | | — |
| 計 | (A) | 92,685 | |
| | うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1) | — | |
| 補完的項目 (Tier 2) | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | | 2,811 |
| | 一般貸倒引当金 | | 4,595 |
| | 負債性資本調達手段等 | | 6,100 |
| | | うち永久劣後債務(注2) | — |
| | | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3) | 6,100 |
| | 計 | | 13,506 |
| | うち自己資本への算入額 | (B) | 13,506 |
| 控除項目 | 控除項目(注4) | (C) | — |
| 自己資本額 | (A) + (B) - (C) | (D) | 106,192 |
| リスク・アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | | 922,990 |
| | オフ・バランス取引等項目 | | 9,238 |
| | 信用リスク・アセットの額 | (E) | 932,229 |
| | オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G) / 8%) | (F) | 62,743 |
| | (参考)オペレーショナル・リスク相当額 | (G) | 5,019 |
| | 計(E) + (F) | (H) | 994,973 |
| 連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (H) × 100 (%) | | | 10.67 |
| (参考)Tier 1比率 = (A) / (H) × 100 (%) | | | 9.31 |

(注) 1. 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。

2. 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限りております。

4. 告示第20条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

(平成26年3月期)

(単位：百万円、%)

| 項目 | | 経過措置による不算入額 |
|--|-----------|-------------|
| コア資本に係る基礎項目 (1) | | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額 | 96,698 | |
| うち、資本金及び資本剰余金の額 | 84,138 | |
| うち、利益剰余金の額 | 13,110 | |
| うち、自己株式の額 (△) | 0 | |
| うち、社外流出予定額 (△) | 549 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | — | |
| コア資本に算入されるその他の包括利益累計額 | — | |
| うち、為替換算調整勘定 | — | |
| うち、退職給付に係るものの額 | — | |
| 普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る新株予約権の額 | — | |
| コア資本に係る調整後少数株主持分の額 | — | |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額 | 4,380 | |
| うち、一般貸倒引当金コア資本算入額 | 4,380 | |
| うち、適格引当金コア資本算入額 | — | |
| 適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | |
| 適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 6,100 | |
| 公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | — | |
| 土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 2,439 | |
| 少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額 | 235 | |
| コア資本に係る基礎項目の額 (イ) | 109,854 | |
| コア資本に係る調整項目 (2) | | |
| 無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 | 844 | 1,367 |
| うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む。)の額 | 844 | — |
| うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額 | — | 1,367 |
| 繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額 | — | 1,256 |
| 適格引当金不足額 | — | — |
| 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額 | — | — |
| 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額 | — | — |
| 退職給付に係る資産の額 | — | 219 |
| 自己保有普通株式等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額 | — | 0 |
| 意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額 | — | — |
| 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額 | — | — |
| 特定項目に係る十パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 | — | — |
| うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額 | — | — |
| うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額 | — | — |
| うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 | — | — |
| コア資本に係る調整項目の額 (ロ) | 844 | |
| 自己資本 | | |
| 自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ) | 109,010 | |
| リスク・アセット等 (3) | | |
| 信用リスク・アセットの額の合計額 | 984,002 | |
| うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | △ 32,014 | |
| うち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) | 1,367 | |
| うち、繰延税金資産 | 777 | |
| うち、退職給付に係る資産 | 219 | |
| うち、他の金融機関等向けエクスポージャー | △ 39,800 | |
| うち、上記以外に該当するものの額 | 5,422 | |
| マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額 | 62,615 | |
| 信用リスク・アセット調整額 | — | |
| オペレーショナル・リスク相当額調整額 | — | |
| リスク・アセット等の額の合計額 (ニ) | 1,046,617 | |
| 連結自己資本比率 | | |
| 連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ)) | 10.41 % | |

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

JIMOTO HOLDINGS

定性的な開示事項

※以下の連結の範囲に関する事項について「持株会社グループのうち連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容」を除いて、平成25年3月期・平成26年3月期とも相違はございません。

連結の範囲に関する事項

- 持株自己資本比率告示第15条の規定により連結自己資本比率を算出する対象となる会社の集団（以下「持株会社グループ」という。）に属する会社と会計連結範囲に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因
連結自己資本比率の算出対象となる持株会社グループに属する会社と、会計連結範囲に含まれる会社に相違点はありませ
- 持株会社グループのうち、連結子会社の数並びに主要な連結子会社の名称及び主要な業務の内容
平成25年3月末の持株会社グループに属する連結子会社は7社であります。

| 会社名称 | 主要な業務の内容 |
|------------------------|-----------------------|
| 株式会社きらやか銀行 | 銀行業 |
| 株式会社仙台銀行 | 銀行業 |
| きらやかカード株式会社 | クレジットカード・信用保証業務 |
| きらやかキャピタル株式会社 | ベンチャーキャピタル業務 |
| きらやかターアラウンド・パートナーズ株式会社 | 金銭貸付業務 |
| 山形ビジネスサービス株式会社 | 事務受託業務 |
| 仙銀ビジネス株式会社 | 事務代行業務、不動産の保守・管理・賃貸業務 |

平成26年3月末の持株会社グループに属する連結子会社は6社であります。

| 会社名称 | 主要な業務の内容 |
|------------------------|-----------------|
| 株式会社きらやか銀行 | 銀行業 |
| 株式会社仙台銀行 | 銀行業 |
| きらやかカード株式会社 | クレジットカード・信用保証業務 |
| きらやかキャピタル株式会社 | ベンチャーキャピタル業務 |
| きらやかターアラウンド・パートナーズ株式会社 | 金銭貸付業務 |
| 山形ビジネスサービス株式会社 | 事務受託業務 |

- 持株自己資本比率告示第21条が適用される金融業務を営む関連法人等の数並びに当該金融業務を営む関連法人等の名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ございません。
- 持株会社グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないもの及び持株会社グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものの名称、貸借対照表の総資産の額及び純資産の額並びに主要な業務の内容
該当ございません。
- 持株会社グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等の概要
特段の制限はございません。

自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、持株自己資本比率告示第14条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

平成25年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

| 資本調達手段 | 当社 | きらやか銀行 | 仙台銀行 | 内容等 | |
|------------------|------------------|---|------------------|--|---|
| 普通株式 | 178,867千株 | 129,697千株 | 7,564千株 | 完全議決権株式 | |
| 自己資本 優先株式 | B種優先株式 130,000千株 | 第IV種優先株式 100,000千株 | 第I種優先株式 20,000千株 | 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。 | |
| | C種優先株式 100,000千株 | 第V種優先株式 50,000千株 | | | |
| | D種優先株式 50,000千株 | | | | |
| | | | | | |
| 負債性資本 劣後特約付社債 | — | 第1回期限前償還条項付無担保社債 17億円 第2回期限前償還条項付無担保社債 30億円 第3回期限前償還条項付無担保社債 11億円 | — | 金融庁の承認を得た上で期限前償還が可能 | |
| | 劣後特約付借入金 | — | 3億円 | | — |
| | | | | | |

平成26年3月末の自己資本調達手段の概要は以下のとおりであります。

【普通株式】

| 発行主体 | 当社 |
|--|-----------|
| 資本調達手段の種類 | 普通株式 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 24,137百万円 |
| 配当率又は利率 | — |
| 償還期限の有無 | 無 |
| その日付 | — |
| 償還等を可能とする特約の概要 | — |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

【強制転換条項付優先株式】

| 発行主体 | 当社 |
|--|--|
| 資本調達手段の種類 | B種優先株式 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 30,000百万円 |
| 配当率又は利率 | 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト |
| 償還期限の有無 | 無 |
| その日付 | — |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 平成33年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、B種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | (注) 1、2 |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

(注) 1 B種優先株主は、B種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「B種取得請求期間」という。）（平成25年4月1日～平成48年9月30日）中、当社がB種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができます。
2 当社は、B種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないB種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をB種優先株主に交付する。

| 発行主体 | 当社 |
|--|--|
| 資本調達手段の種類 | C種優先株式 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 20,000百万円 |
| 配当率又は利率 | 日本円TIBOR (12ヶ月物) + 1.15% |
| 償還期限の有無 | 無 |
| その日付 | — |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、C種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | (注) 1、2 |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

(注) 1 C種優先株式は、C種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「C種取得請求期間」という。）（平成24年12月29日～平成36年9月30日）中、当社がC種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができます。
2 当社は、C種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないC種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をC種優先株式に交付する。

| 発行主体 | 当社 |
|--|---|
| 資本調達手段の種類 | D種優先株式 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 10,000百万円 |
| 配当率又は利率 | 預金保険機構が当該事業年度において公表する優先配当率としての資金調達コスト |
| 償還期限の有無 | 無 |
| その日付 | — |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 平成34年12月29日以降、取締役会が別に定める日が到来したときは、法令上可能な範囲で、D種優先株式の全部又は一部を取得することができる旨の条項を定めております。 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | (注) 1、2 |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

(注) 1 D種優先株式は、D種優先株式の取得を請求することができる期間（以下「D種取得請求期間」という。）（平成25年6月29日～平成49年12月28日）中、当社がD種優先株式を取得するのと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式を交付することを請求することができます。
2 当社は、D種取得請求期間の末日までに当社に取得されていないD種優先株式の全てを同期間の末日の翌日をもって取得し、これと引換えに、定められた算出方法により算出される数の当社の普通株式をD種優先株式に交付する。

【劣後特約付社債】

| 発行主体 | 株式会社きらやか銀行 |
|--|--|
| 資本調達手段の種類 | 第1回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び適格機関投資家限定） |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 1,700百万円 |
| 配当率又は利率 | ・平成23年1月26日の翌日から平成28年1月26日まで 4.23% ・平成28年1月26日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに5.00%を加算したもの |
| 償還期限の有無 | 有 |
| その日付 | 平成33年1月26日 |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 金融庁の承認を得たうえで平成28年1月26日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

| 発行主体 | 株式会社きらやか銀行 |
|----------------------|--|
| 資本調達手段の種類 | 第2回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付及び適格機関投資家限定） |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 3,000百万円 |
| 配当率又は利率 | ・平成23年2月25日の翌日から平成28年2月25日まで 4.31% ・平成28年2月25日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに5.00%を加算したもの |
| 償還期限の有無 | 有 |
| その日付 | 平成33年2月25日 |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 金融庁の承認を得たうえで平成28年2月25日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |

| | |
|--|---|
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

| 発行主体 | 株式会社きらやか銀行 |
|--|--|
| 資本調達手段の種類 | 第3回期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・少人数限定） |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 1,100百万円 |
| 配当率又は利率 | ・平成23年3月15日の翌日から平成28年3月15日まで 4.25% ・平成28年3月15日の翌日以降 ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに5.00%を加算したもの |
| 償還期限の有無 | 有 |
| その日付 | 平成33年3月15日 |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 金融庁の承認を得たうえで平成28年3月15日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

【劣後特約付借入金】

| 発行主体 | 株式会社きらやか銀行 |
|--|--|
| 資本調達手段の種類 | 劣後特約付借入金 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 300百万円 |
| 配当率又は利率 | ・借入日から平成28年2月10日の利払日まで4.27% ・平成28年2月の利払日の翌日から最終弁済期限まで ロンドン銀行間市場における6ヶ月ユーロ円ライボーに5.00%を加算したもの |
| 償還期限の有無 | 有 |
| その日付 | 平成33年2月10日 |
| 償還等を可能とする特約の概要 | 金融庁の承認を得たうえで平成28年2月10日以降に到来する毎利払日に期限前償還が可能 |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

【少数株主持分】

| 発行主体 | きらやかキャピタル株式会社 |
|--|---------------|
| 資本調達手段の種類 | 普通株式 |
| コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 | 235百万円 |
| 配当率又は利率 | — |
| 償還期限の有無 | 無 |
| その日付 | — |
| 償還等を可能とする特約の概要 | — |
| 初回償還可能日及びその償還金額 | — |
| 償還特約の対象となる事由 | — |
| 他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の概要 | — |
| 元本の削減に係る特約の概要 | — |
| 配当等停止条項の有無 | 無 |
| 未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無 | 無 |
| ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の概要 | — |

自己資本の充実度に関する評価方法の概要

(平成25年3月期)

当社及び銀行子会社（以下「当社グループ」という。）では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総体的に把握したリスク量が、自己資本（Tier 1とTier 2の合計額）の一定割合の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

(平成26年3月期)

当社及び銀行子会社（以下「当社グループ」という。）では、業務運営上のリスクのうち、「信用リスク」「市場リスク」「オペレーショナル・リスク」をそれぞれ評価し、総体的に把握したリスク量が、自己資本（適格旧資本調達手段のうち補完的項目に該当していたものを除く）の範囲内に収まるよう、リスク許容度を設定し、業務の健全性・適切性の維持に努める方針としております。

自己資本充実度の評価にあたっては、内部環境、外部環境及びリスク評価方法等に留意するとともに、定期的又は必要に応じて随時取締役会等において検証し、例えば自己資本充実度が十分でない場合等は、自己資本増強等の対応策を検討、実施する方針としております。

信用リスクに関する事項

(平成25年3月期)

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、貸出業務を行う際、お客様の財務内容や資金使途、返済能力などを総合的に勘案して適切な審査を行っております。

また、信用リスク管理部門は、信用格付を活用してリスク量計測や貸出資産ポートフォリオのモニタリングを行うことにより、適切な信用リスク管理に努めております。リスク管理の状況につきましては、定期的または必要に応じて、リスク管理に関する委員会、取締役会等に報告を行っております。

(自己査定と償却・引当)

当社グループでは、健全な財務内容を維持していくために、金融検査マニュアル等に即した自己査定基準及び償却・引当基準を定めており、自己査定を適切に行い、適切な償却・引当を行っております。

貸倒引当金は、償却・引当基準に基づいて計上しており、債務者区分が「正常先」「要注意先」に該当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の貸倒実績から計算した将来の予想損失額を一般貸倒引当金に計上しております。

「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に該当する債権については、担保・保証等により回収が見込まれる部分以外の額について、直接償却または個別貸倒引当金の計上を行っております。

● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

(リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称)

リスク・ウェイトの判定において、きらやか銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ及びフィッチレーティングスリミテッドの5格付機関、仙台銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク及びスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズの4格付機関を使用しております。

(平成26年3月期)

● リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し、当社グループが損失を被るリスクをいいます。当社グループでは、貸出業務を行う際、お客様の財務内容や資金使途、返済能力などを総合的に勘案して適切な審査を行っております。

また、信用リスク管理部門は、信用格付を活用してリスク量計測や貸出資産ポートフォリオのモニタリングを行うことにより、適切な信用リスク管理に努めております。リスク管理の状況につきましては、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会、取締役会等に報告を行っております。

(自己査定と償却・引当)

平成25年3月期と相違はございません。

● 標準的手法が適用されるポートフォリオについて

平成25年3月期と相違はございません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

(平成25年3月期)

信用リスク削減手法とは、担保、保証、貸出金と自行預金の相殺、クレジット・デリバティブ等により保有債権のリスクを削減する手法をいいます。

銀行子会社では、貸出等の与信行為を行うにあたり返済可能性に関する十分な検証を行っておりますが、その上で信用リスクを軽減するために担保や保証等をいただくことがあります。

銀行子会社が適用している担保や保証の種類としましては、担保では預金、有価証券、不動産等、保証では、政府関係機関、地方公共団体等であり、一般の保証会社等については、銀行子会社が定める内部規定に基づいて適切な取扱いを行っております。

自己資本比率算出にあたっては、金融庁告示の要件を満たす適格担保、適格保証及び貸出金と自行預金の相殺を信用リスク削減手法として適用し、リスク・アセットを削減しております。

なお、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法を適用する方法として、当社グループでは簡便手法を用いております。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(平成25年3月期)

きらやか銀行

当行における派生商品取引としては、外国為替先物予約取引等があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、格付や債務者区分に応じて、適切にリスク管理を行っております。

仙台銀行

当行における派生商品取引としては、スワップ関連取引、外国為替先物予約取引があります。派生商品取引における取引相手の信用リスクについては、格付や債務者区分に応じて、適切にリスク管理を行っております。

当行では、派生商品取引に係る担保による保全是行っておりません。また、担保を追加的に提供することが必要となることがありますが、当行は担保として提供可能な資産を充分保有しております。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

(平成25年3月期)

● **リスク管理の方針及びリスク特性の概要**

きらやか銀行

証券化及び再証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はございません。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる証券化商品を購入しており、その証券化エクスポージャーに関しましては、金利動向、適格格付機関による格付情報等についてモニタリングを実施する管理態勢を構築しております。

当行では投資家として、当行以外のオリジネーターによる再証券化商品については購入しておりません。

仙台銀行

当行は、証券化取引へのオリジネーター、投資家、サービサー等としての関与はございません。

● **持株自己資本比率告示第227条第4項第3号から第6号まで（持株自己資本比率告示第232条第2項及び第280条の4第1項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要**

きらやか銀行

当行は、保有する証券化商品に関するモニタリング・報告を、所管部署において内部規定により継続的に実施しております。

証券化商品の包括的なリスク特性や構造上の特性、裏付資産の状況に係る情報等について、定期的または必要に応じて、リスク管理委員会等へ報告しております。

仙台銀行

該当事項はございません。

● **信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針**

当社グループでは、信用リスク削減手法として証券化取引を用いておりません。

● **証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称**

当社グループでは、証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にあたっては、「標準的手法」を採用しております。

● **証券化エクスポージャーのマーケット・リスク相当額の算出に使用する方式の名称**

マーケット・リスク相当額にかかる額は算入しておりません。

● **持株会社グループが証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該持株会社グループが当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別**

該当ございません。

● **持株会社グループの子法人等（連結子法人等を除く）及び関連法人等のうち、当該持株会社グループが行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称**

該当ございません。

● **証券化取引に関する会計方針**

証券化取引へのオリジネーターやサービサー等としての関与はなく、該当事項はございません。

● **証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称**

リスク・ウェイトの判定におきましては、きらやか銀行では、株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス及びフィッチレーティングスリミテッドの5格付機関、仙台銀行では株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク及びスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスの4格付機関を使用しております。

なお、証券化エクスポージャーの種類に応じた格付機関の使い分けは行っておりません。

● **内部評価方式を用いている場合には、その概要**

内部評価方式は用いておりません。

● **定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容**

該当ございません。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

(平成25年3月期)

● **リスク管理の方針及び手続の概要**

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクなど業務に関する幅広いリスクをいいます。当社グループでは、規程の整備、営業店への研修や事務指導を通して堅確な事務処理体制の整備に努めております。また、オペレーショナル・リスクをその特性に応じて「事務リスク」「システムリスク」「風評リスク」等に分類し、各リスクの主管部署を定め、業務全般にわたる管理体制や各種規程の整備に取り組んでおります。

● **オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称**

自己資本比率規制上のオペレーショナル・リスク相当額の算出については、告示に定める「基礎的手法」を採用しております。

(注) 「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

● **先進的計測手法を使用する場合における事項**
該当ございません。

(平成26年3月期)

平成25年3月期と相違はございません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

(平成25年3月期)

当社グループでは、金利、為替、株式等様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを市場リスクと定義し、市場リスクの管理部門がリスクの状況をモニタリングしております。

出資等または株式等のリスク管理につきましては、定期的に評価損益やバリュー・アセット・リスク等のリスク量の把握を行い、定期的または随時、リスク管理に関する委員会、取締役会等に報告を行っております。

(平成26年3月期)

当社グループでは、金利、為替、株式等様々なリスクファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクを市場リスクと定義し、市場リスクの管理部門がリスクの状況をモニタリングしております。

出資等または株式等のリスク管理につきましては、定期的に評価損益やバリュー・アット・リスク等のリスク量の把握を行い、定期的または随時、リスク管理委員会、取締役会等に報告を行っております。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

(平成25年3月期)

● **リスク管理の方針及び手続の概要**
(リスク管理の方針)

当社グループにおいて管理可能なリスクについては、能動的に一定のリスクを取り収益機会としておりますが、管理不可能なリスクは極力回避することを基本的な方針としております。

また、リスクの計測態勢の整備に努めるとともに、過度に特定種目に投資する集中リスクを排除し、リスク分散に努めております。

(手続の概要)

当社グループは、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）等の管理枠の設定を行い、定期的に見直しを行っております。また、管理枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しが的確に行えるようにしているほか、個別銘柄のロスカット・ルールを設け、損失の拡大に歯止めをかけております。

適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、リスク管理委員会等において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

● **持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要**

当社グループでは、保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセント値と99パーセント値の銀行勘定の経済的価値の減少額を銀行勘定の金利リスク量と

しております。

流動性預金につきましては、「コア預金」（明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求により随時引き出される預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金）を内部モデルにて認識し、金利リスク量の計測を行っております。

(平成26年3月期)

● **リスク管理の方針及び手続の概要**
(リスク管理の方針)

平成25年3月期と相違はございません。

(手続の概要)

当社グループは、市場リスクの管理のため、保有限度枠（保有額の上限）等のリスク限度枠等の管理枠の設定を行い、定期的に見直しを行っております。また、リスク限度枠にはアラームポイントを設け、対応方針の見直しが的確に行えるようにしております。

適切な範囲に金利リスクをコントロールするため、毎月、リスク管理委員会等において金利リスクの状況を把握し、対応を協議・検討しております。

● **持株会社グループが内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要**

平成25年3月期と相違はございません。

自己資本比率規制の第3の柱 開示事項

JIMOTO HOLDINGS

定量的な開示事項

その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当ございません。

自己資本の充実度に関する事項

信用リスクに対する所要自己資本の額（連結）

（単位：百万円）

| 項目 | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|--|----------------|---------------|----------------|---------------|
| | リスク・アセット | 所要自己資本の額 | リスク・アセット | 所要自己資本の額 |
| [資産(オン・バランス)項目] | | | | |
| 現金 | — | — | — | — |
| 我が国の中央政府及び中央銀行向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府及び中央銀行向け | 1 | 0 | — | — |
| 国際決済銀行等向け | — | — | — | — |
| 我が国の地方公共団体向け | — | — | — | — |
| 外国の中央政府等以外の公共部門向け | 931 | 37 | 1,132 | 45 |
| 国際開発銀行向け | 0 | 0 | — | — |
| 地方公共団体金融機構向け | 252 | 10 | 228 | 9 |
| 我が国の政府関係機関向け | 6,858 | 274 | 8,537 | 341 |
| 地方三公社向け | — | — | 55 | 2 |
| 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け | 59,393 | 2,375 | 33,369 | 1,334 |
| 法人等向け | 374,756 | 14,990 | 371,998 | 14,879 |
| 中小企業等向け及び個人向け | 219,432 | 8,777 | 241,627 | 9,665 |
| 抵当権付住宅ローン | 62,147 | 2,485 | 57,894 | 2,315 |
| 不動産取得等事業向け | 111,584 | 4,463 | 143,049 | 5,721 |
| 三月以上延滞等 | 5,315 | 212 | 3,728 | 149 |
| 取立未済手形 | 45 | 1 | 30 | 1 |
| 信用保証協会等による保証付 | 7,686 | 307 | 7,419 | 296 |
| 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付 | 3 | 0 | 8 | 0 |
| 出資等 | 15,255 | 610 | 23,285 | 931 |
| （うち出資等のエクスポージャー） | | | 23,285 | 931 |
| （うち重要な出資のエクスポージャー） | | | — | — |
| 上記以外 | 59,294 | 2,371 | 113,863 | 4,554 |
| （うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー） | | | 66,333 | 2,653 |
| （うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー） | | | 7,414 | 296 |
| （うち上記以外のエクスポージャー） | | | 40,115 | 1,604 |
| 証券化(オリジネーターの場合) | — | — | — | — |
| （うち再証券化） | — | — | — | — |
| 証券化(オリジネーター以外の場合) | 31 | 1 | 21 | 0 |
| （うち再証券化） | — | — | — | — |
| 複数の資産を裏付とする資産(所謂ファンド)のうち、個々の資産の把握が困難な資産 | — | — | 1 | 0 |
| 経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額 | | | 7,785 | 311 |
| 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額 | | | △ 39,800 | △ 1,592 |
| 資産(オン・バランス)計 | 922,990 | 36,919 | 974,238 | 38,969 |
| [オフ・バランス取引等項目] | | | | |
| 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント | — | — | — | — |
| 原契約期間が1年以下のコミットメント | 579 | 23 | 62 | 2 |
| 短期の貿易関連偶発債務 | — | — | — | — |
| 特定の取引に係る偶発債務 | 67 | 2 | 70 | 2 |
| N I F 又は R U F | — | — | — | — |
| 原契約期間が1年超のコミットメント | 221 | 8 | 277 | 11 |
| 内部格付手法におけるコミットメント | — | — | — | — |
| 信用供与に直接的に代替する偶発債務 | 7,330 | 293 | 7,987 | 319 |
| 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等(控除後) | — | — | — | — |
| 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券 | — | — | — | — |
| 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入 | 1,028 | 41 | 1,171 | 46 |
| 派生商品取引 | 10 | 0 | 72 | 2 |
| 長期決済期間取引 | — | — | — | — |
| 未決済取引 | — | — | — | — |
| 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補充及び適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス | — | — | — | — |
| 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー | — | — | — | — |
| オフ・バランス取引等項目計 | 9,238 | 369 | 9,644 | 385 |
| [CVAリスク相当額](簡便的リスク測定方式) | | | 116 | 4 |
| [中央清算機関関連エクスポージャー] | | | 3 | 0 |
| 合計 | 932,229 | 37,289 | 984,002 | 39,360 |

(注) 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

連結総所要自己資本額

（単位：百万円）

| 項目 | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------------------|---------------|---------------|
| | 所要自己資本の額 | 所要自己資本の額 |
| 信用リスク(標準的手法) | 37,289 | 39,360 |
| オペレーショナル・リスク(基礎的手法) | 2,509 | 2,504 |
| 合計 | 39,798 | 41,864 |

信用リスクに関する事項

信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高及び三月以上延滞エクスポージャーの期末残高（地域別、業種別、残存期間別）
 (連結) (単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | | | | 平成26年3月期 | | | | |
|---------------|-------------------------------------|-----------|----------|----------------|-------|-------------------------------------|-----------|----------|----------------|-------|
| | 信用リスク・エクスポージャー期末残高 | | | | | 信用リスク・エクスポージャー期末残高 | | | | |
| | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | 有価証券 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー | | 貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引 | 有価証券 | デリバティブ取引 | 三月以上延滞エクスポージャー | |
| 国内計 | 2,428,875 | 1,638,513 | 683,071 | 54 | 8,401 | 2,537,435 | 1,698,496 | 726,549 | 364 | 6,740 |
| 国外計 | — | — | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 地域別合計 | 2,428,875 | 1,638,513 | 683,071 | 54 | 8,401 | 2,537,435 | 1,698,496 | 726,549 | 364 | 6,740 |
| 製造業 | 170,979 | 133,072 | 36,504 | — | 1,333 | 166,140 | 130,453 | 34,936 | — | 681 |
| 農業、林業 | 8,122 | 7,825 | 199 | — | 96 | 8,174 | 7,958 | 200 | — | 15 |
| 漁業 | 341 | 326 | — | — | 15 | 279 | 265 | — | — | 14 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | 742 | 736 | — | — | 6 | 826 | 826 | — | — | — |
| 建設業 | 115,034 | 111,994 | 2,410 | — | 587 | 115,011 | 111,167 | 3,443 | — | 380 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 12,746 | 4,427 | 8,310 | — | — | 10,192 | 3,846 | 6,337 | — | — |
| 情報通信業 | 15,287 | 9,949 | 5,304 | — | 4 | 13,582 | 9,040 | 4,365 | — | 146 |
| 運輸業、郵便業 | 81,860 | 39,368 | 42,402 | — | 11 | 73,984 | 38,316 | 35,495 | — | 88 |
| 卸売業、小売業 | 145,761 | 137,415 | 7,623 | — | 672 | 139,594 | 131,306 | 7,647 | — | 589 |
| 金融業、保険業 | 364,261 | 205,215 | 157,647 | 54 | — | 419,226 | 225,208 | 192,755 | 364 | — |
| 不動産業、物品賃貸業 | 230,401 | 219,935 | 8,644 | — | 2,340 | 245,427 | 237,223 | 6,260 | — | 1,785 |
| 各種サービス業 | 177,347 | 167,306 | 8,719 | — | 1,293 | 171,578 | 162,333 | 7,827 | — | 1,395 |
| 国・地方公共団体 | 591,007 | 201,462 | 388,737 | — | — | 602,303 | 199,435 | 402,089 | — | — |
| その他 | 514,981 | 399,477 | 16,567 | — | 2,040 | 571,115 | 441,113 | 25,191 | — | 1,642 |
| 業種別合計 | 2,428,875 | 1,638,513 | 683,071 | 54 | 8,401 | 2,537,435 | 1,698,496 | 726,549 | 364 | 6,740 |
| 1年以下 | 362,415 | 320,737 | 36,038 | 0 | 3,806 | 399,909 | 322,185 | 73,104 | — | 2,862 |
| 1年超3年以下 | 278,176 | 126,524 | 150,994 | 30 | 227 | 347,733 | 127,110 | 220,353 | 56 | 191 |
| 3年超5年以下 | 338,125 | 184,064 | 153,613 | 24 | 308 | 335,242 | 190,151 | 144,380 | 20 | 565 |
| 5年超7年以下 | 218,361 | 120,627 | 97,193 | — | 531 | 275,201 | 148,867 | 126,173 | 19 | 141 |
| 7年超10年以下 | 374,453 | 207,672 | 166,363 | — | 417 | 261,330 | 178,736 | 82,297 | 60 | 236 |
| 10年超 | 648,954 | 596,828 | 49,657 | — | 2,468 | 692,998 | 639,468 | 51,177 | 208 | 2,143 |
| 期間の定めのないもの | 208,389 | 82,059 | 29,210 | — | 641 | 225,019 | 91,975 | 29,063 | — | 599 |
| 残存期間別合計 | 2,428,875 | 1,638,513 | 683,071 | 54 | 8,401 | 2,537,435 | 1,698,496 | 726,549 | 364 | 6,740 |

(注) 1. デリバティブ取引は与信相当額ベースであります。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャー、または引当金勘案前でリスク・ウェイトが150%であるエクスポージャーをいいます。

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の期末残高及び期中増減額

(連結)

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | | 平成26年3月期 | | |
|------------|----------|-------|--------|----------|---------|--------|
| | 期首残高 | 期中増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増減額 | 期末残高 |
| 一般貸倒引当金 | | | 4,595 | 4,595 | △ 215 | 4,380 |
| 個別貸倒引当金 | | | 15,040 | 15,040 | △ 3,670 | 11,370 |
| 特定海外債権引当勘定 | | | — | — | — | — |
| 合計 | | | 19,636 | 19,636 | △ 3,885 | 15,750 |

(注) 1. 当社は平成24年10月1日設立のため、平成25年3月期の期首残高及び期中増減額は記載しておりません。
 2. 一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳については、算定を行っておりません。

個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳
(連結)

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | | 平成26年3月期 | | |
|---------------|----------|-------|--------|----------|---------|--------|
| | 期首残高 | 期中増減額 | 期末残高 | 期首残高 | 期中増減額 | 期末残高 |
| 国内計 | | | 15,040 | 15,040 | △ 3,670 | 11,370 |
| 国外計 | | | — | — | — | — |
| 地域別合計 | | | 15,040 | 15,040 | △ 3,670 | 11,370 |
| 製造業 | | | 3,349 | 3,349 | △ 1,686 | 1,662 |
| 農業、林業 | | | 43 | 43 | 5 | 49 |
| 漁業 | | | 17 | 17 | 5 | 22 |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | | | — | — | — | — |
| 建設業 | | | 760 | 760 | 30 | 790 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | | | 278 | 278 | △ 234 | 44 |
| 情報通信業 | | | 147 | 147 | 20 | 168 |
| 運輸業、郵便業 | | | 260 | 260 | 156 | 417 |
| 卸売業、小売業 | | | 2,141 | 2,141 | △ 88 | 2,052 |
| 金融業、保険業 | | | 0 | 0 | △ 0 | — |
| 不動産業、物品賃貸業 | | | 2,833 | 2,833 | △ 344 | 2,488 |
| 各種サービス業 | | | 3,167 | 3,167 | △ 1,243 | 1,923 |
| 国・地方公団 | | | — | — | — | — |
| その他 | | | 2,041 | 2,041 | △ 289 | 1,751 |
| 業種別合計 | | | 15,040 | 15,040 | △ 3,670 | 11,370 |

(注) 当社は平成24年10月1日設立のため、平成25年3月期の期首残高及び期中増減額は記載しておりません。

業種別又は取引相手の別の貸出金償却の額

(連結)

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------------|----------|----------|
| 製造業 | 138 | 92 |
| 農業、林業 | — | — |
| 漁業 | — | — |
| 鉱業、採石業、砂利採取業 | — | — |
| 建設業 | 122 | 37 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | — | — |
| 情報通信業 | — | — |
| 運輸業、郵便業 | — | — |
| 卸売業、小売業 | 10 | 26 |
| 金融業、保険業 | — | — |
| 不動産業、物品賃貸業 | 47 | 9 |
| 各種サービス業 | 12 | 150 |
| 国・地方公団 | — | — |
| その他 | 48 | 15 |
| 業種別合計 | 380 | 330 |

(注) 平成25年3月期はきらやか銀行連結と仙台銀行連結の計数を単純合算したものであり、連結損益計算書における貸出金償却の額とは一致しません。

標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第225条第1項（持株自己資本比率告示第103条、第105条及び第114条第1項において準用する場合に限る。）の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(連結)

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|--------------|----------|-----------|----------|-----------|
| | 格付あり | 格付なし | 格付あり | 格付なし |
| 0% | 260,823 | 636,139 | 288,401 | 594,889 |
| 10% | 23,476 | 154,150 | 28,560 | 157,859 |
| 20% | 192,818 | 12,722 | 185,789 | 15,646 |
| 35% | — | 176,132 | — | 161,641 |
| 50% | 85,054 | 14,530 | 99,202 | 10,707 |
| 75% | — | 285,943 | — | 317,009 |
| 100% | 29,471 | 517,060 | 29,887 | 541,013 |
| 150% | — | 2,444 | — | 1,471 |
| 1250% (注) 2. | — | — | — | — |
| 合計 | 591,644 | 1,799,123 | 631,842 | 1,800,238 |

(注) 1. [格付あり] エクスポージャーには、原債務者の格付を適用しているエクスポージャーに加え、保証人の格付を適用しているエクスポージャーやソブリン格付に準拠したリスク・ウェイトを適用しているエクスポージャーが含まれております。
2. 平成25年3月期は、改正前の持株自己資本比率告示の規定により資本控除した額、平成26年3月期は改正後の持株自己資本比率告示の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーの額を計上しております。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------------------------------|----------|----------|
| 適格金融資産担保が適用されたエクスポージャー | 29,628 | 30,817 |
| 保証またはクレジット・デリバティブが適用されたエクスポージャー | 76,731 | 127,558 |

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方式

通貨関連取引等の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて算出しております。

カレント・エクスポージャー方式とは、デリバティブ取引の信用リスク計測手段の1つで、取引を時価評価することによって再構築コストを算出し、これに契約期間中に生じるであろう同コストの増加見込額（ポテンシャル・エクスポージャー）を付加して与信相当額を算出する方式をいいます。

ロ. グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-----------------|----------|----------|
| グロス再構築コストの額の合計額 | 0 | 80 |

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------------|----------|----------|
| 与信相当額 | 54 | 364 |
| 派生商品取引 | 54 | 364 |
| 外国為替関連取引 | — | — |
| 金利関連取引 | 54 | 364 |
| 株式関連取引 | — | — |
| その他取引 | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — |

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ニ. ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------------------------------------|----------|----------|
| ロに掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハに掲げる額を差し引いた額 | — | 80 |

ホ. 担保の種類別の額

該当ございません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------------|----------|----------|
| 与信相当額 | 54 | 364 |
| 派生商品取引 | 54 | 364 |
| 外国為替関連取引 | — | — |
| 金利関連取引 | 54 | 364 |
| 株式関連取引 | — | — |
| その他取引 | — | — |
| クレジット・デリバティブ | — | — |

(注) 原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引の与信相当額は、上記記載から除いております。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつプロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ございません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ございません。

証券化エクスポージャーに関する事項

持株会社グループがオリジネーターである証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項
該当ございません。

持株会社グループが投資家である証券化及び再証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|---------|----------|----------|
| 住宅ローン債権 | 157 | 109 |
| 合計 | 157 | 109 |

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーの額
該当ございません。

- (2) 保有する証券化及び再証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|-----|----------|----------|----------|----------|
| | 残高 | 所要自己資本の額 | 残高 | 所要自己資本の額 |
| 20% | 157 | 1 | 109 | 0 |
| 合計 | 157 | 1 | 109 | 0 |

(注) オフ・バランス取引については該当ございません。

投資家として保有する再証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトごとの残高及び所要自己資本の額
該当ございません。

- (3) 持株自己資本比率告示第225条第1項の規定により1250パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ございません。
- (4) 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人ごと又は当該保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分ごとの内訳
該当ございません。
- (5) 持株自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ございません。

マーケット・リスクに関する事項

持株会社グループは国内基準採用行であり、マーケット・リスクは算出しておりません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

○出資等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | | 平成26年3月期 | |
|---|------------|----|------------|----|
| | 連結貸借対照表計上額 | 時価 | 連結貸借対照表計上額 | 時価 |
| 上場している出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額 | 13,580 | | 12,134 | |
| 上場株式等エクスポージャーに該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額 (その他の有価証券含む) | 11,636 | | 15,482 | |
| 合計 | 25,216 | | 27,617 | |

出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

○銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------|----------|----------|
| 売却損益額 | 142 | 331 |
| 償却額 | 2 | 3 |

連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--------------------------------------|----------|----------|
| 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | 1,339 | 2,485 |

連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|-------------------------------|----------|----------|
| 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 | — | — |

信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額

該当ございません。

銀行勘定における金利リスクに関して持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

持株会社グループが内部管理上使用した金利ショックに対する経済的価値の増減額

(単位：百万円)

| | 平成25年3月期 | 平成26年3月期 |
|--|----------|----------|
| | △ 6,318 | △ 6,510 |

- (注) 1. 銀行子会社2行の連結子会社等の保有する金利リスク量は極めて僅少であることから、銀行単体の金利リスク量を合算しております。
 2. 保有期間1年、観測期間5年で計測される金利変動の1パーセンタイル値と99パーセンタイル値による金利ショックに対する経済的価値の増減額であります。
 3. 日本円以外の外貨建資産・負債の割合は5%未満となっているため、円建の資産・負債に含めて経済的価値の増減額を計測しております。